

議案第1号

平成29年度和歌山市一般会計補正予算(第1号)

平成29年度和歌山市一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,506,949千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ148,750,239千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の追加変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成29年6月13日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

第1表

## 歳入歳出予算補正（第1号）

## 歳入

（単位 千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金		31,314,657	1,346,118	32,660,775
	2 国庫補助金	4,639,799	1,272,423	5,912,222
	3 国庫交付金	1,488,495	64,617	1,553,112
	4 国庫委託金	14,036	9,078	23,114
15 県支出金		10,012,719	4,436	10,017,155
	2 県補助金	2,705,598	4,436	2,710,034
18 繰入金		6,084,065	83,105	6,167,170
	1 基金繰入金	6,083,765	83,105	6,166,870
20 諸収入		3,353,052	5,990	3,359,042
	8 雑入	1,079,129	5,990	1,085,119
21 市債		13,847,500	1,067,300	14,914,800
	1 市債	13,847,500	1,067,300	14,914,800
歳入合計		146,243,290	2,506,949	148,750,239

## 歳出

（単位 千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		10,709,203	27,662	10,736,865
	1 総務管理費	7,512,813	25,162	7,537,975
	3 市民生活費	799,306	2,500	801,806
3 民生費		66,670,775	4,335	66,675,110
	1 社会福祉費	23,920,145	4,335	23,924,480
5 農林水産業費		820,451	600	821,051
	1 農業費	595,891	600	596,491
6 商工費		3,956,269	39,112	3,995,381
	1 商工費	3,069,592	△8,644	3,060,948
	2 観光費	886,677	47,756	934,433
7 土木費		22,570,377	2,325,617	24,895,994
	1 土木管理費	201,779	1,129	202,908
	3 河川費	337,438	90,000	427,438
	5 都市計画道路費	1,826,944	2,252,417	4,079,361
	7 下水道費	8,401,294	△17,929	8,383,365
8 消防費		4,605,401	2,000	4,607,401
	1 消防費	4,605,401	2,000	4,607,401
9 教育費		11,139,266	68,362	11,207,628
	6 社会教育費	3,835,041	58,636	3,893,677
	7 保健体育費	939,746	9,726	949,472
11 諸支出金		313,407	39,261	352,668
	1 公営企業費	313,407	39,261	352,668
歳出合計		146,243,290	2,506,949	148,750,239

第2表

## 債務負担行為補正

1 追加 (単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
青少年国際交流施設整備事業	平成30年度	1,337,261
合 計		1,337,261

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
市民会館(仮称)市民文化交流センター実施設計業務委託	平成30年度	136,147
合 計		136,147

第3表

## 地方債補正

1 追加 (単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
和歌山公園整備事業	16,700	証書借入又は債券発行	年4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れられる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府その他の資金の借入れについては、その融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。
市民会館整備事業	31,300	〃	〃	〃
計	48,000			

2 変更

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
準用河川改修事業	112,600	証書借入又は債券発行	年4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れられる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府その他の資金の借入れについては、その融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。	166,600	証書借入又は債券発行	年4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れられる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府その他の資金の借入れについては、その融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。
街路事業	547,900	〃	〃	〃	1,473,900	〃	〃	〃
水道事業会計出資金	293,000	〃	〃	〃	332,300	〃	〃	〃
計	13,847,500				14,866,800			

議案第2号

平成29年度和歌山市卸売市場事業特別会計補正予算(第1号)

平成29年度和歌山市卸売市場事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入予算の補正)

第1条 歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、

「第1表 歳入予算補正」による。

平成29年6月13日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

第1表

歳入予算補正(第1号)

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰入金		211,246	△30,926	180,320
	1 一般会計繰入金	211,246	△30,926	180,320
4 国庫支出金		-	30,926	30,926
	1 国庫交付金	-	30,926	30,926
歳入合計		563,867	0	563,867

議案第3号

平成29年度和歌山市駐車場管理事業特別会計補正予算(第1号)

平成29年度和歌山市駐車場管理事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ490千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,091,632千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年6月13日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

第1表

歳入歳出予算補正(第1号)

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 諸収入		1,806,107	490	1,806,597
	1 雑入	1,806,107	490	1,806,597
歳入合計		2,091,142	490	2,091,632

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 駐車場管理費		82,624	490	83,114
	1 駐車場管理費	82,624	490	83,114
歳出合計		2,091,142	490	2,091,632

議案第4号

平成29年度和歌山市下水道事業特別会計補正予算(第1号)

平成29年度和歌山市下水道事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ742,242千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24,608,449千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成29年6月13日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

第1表

歳入歳出予算補正(第1号)

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		1,392,798	305,371	1,698,169
	1 国庫負担金	1,392,798	305,371	1,698,169
4 繰入金		9,623,714	△17,929	9,605,785
	1 一般会計繰入金	7,623,714	△17,929	7,605,785
6 市債		6,460,000	454,800	6,914,800
	1 市債	6,460,000	454,800	6,914,800
歳入合計		23,866,207	742,242	24,608,449

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 下水道事業費		7,848,224	<742,242	8,590,466
	2 下水道建設費	4,389,009	742,242	5,131,251
歳出合計		23,866,207	742,242	24,608,449

第2表

地方債補正

(単位 千円)

1 変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業	4,554,700	証書借入又は債券発行	年4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府その他の資金の借入れについては、その融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。	5,009,500	証書借入又は債券発行	年4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府その他の資金の借入れについては、その融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。
計	6,460,000				6,914,800			

議案第5号

平成29年度和歌山市街路用地先行取得事業特別会計補正予算(第1号)

平成29年度和歌山市街路用地先行取得事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,247,217千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,040,713千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年6月13日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

第1表

歳入歳出予算補正（第1号）

（単位 千円）

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
2	繰入金	1,048,715	1,247,217	2,295,932
	1 一般会計繰入金	1,048,715	1,247,217	2,295,932
歳入合計		2,793,496	1,247,217	4,040,713

歳出

（単位 千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1	市駅小倉線整備事業費	2,793,496	1,247,217	4,040,713
	1 市駅小倉線整備事業費	2,793,496	1,247,217	4,040,713
歳出合計		2,793,496	1,247,217	4,040,713

議案第6号

平成29年度和歌山市水道事業会計補正予算（第1号）

第1条 平成29年度和歌山市水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第2条 平成29年度和歌山市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条第4号を次のように改める。

(4) 主要な建設改良事業

配水管整備事業 1,179,573千円

配水施設整備事業 676,960千円

原浄水施設新設改良事業 2,167,206千円

第3条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,373,473千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,385,443千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額271,322千円、過年度分損益勘定留保資金2,788,747千円及び当年度分損益勘定留保資金313,404千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額280,055千円、過年度分損益勘定留保資金2,797,710千円及び当年度分損益勘定留保資金307,678千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収 入			
第1款 水道事業資本的収入	2,991,556千円	105,923千円	3,097,479千円
第1項 企業債	2,439,600千円	27,400千円	2,467,000千円
第2項 出資金	296,323千円	39,261千円	335,584千円
第3項 補助金	152,287千円	39,262千円	191,549千円
支 出			
第1款 水道事業資本的支出	6,365,029千円	117,893千円	6,482,922千円
第1項 建設改良費	3,982,350千円	117,893千円	4,100,243千円

第4条 予算第5条の表中次の表を改める。

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
真砂配水場建設事業	平成30年度から平成31年度まで	千円 2,593,464	平成30年度から平成31年度まで	千円 2,475,680



第5条 予算第6条の表を次のように改める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
配水管整備事業	615,900 <sup>千円</sup>	普通貸借又は証券発行。借入時期は平成29年度中とする。	年4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府その他の資金の借入れについては、その融通条件による。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。
配水施設整備事業	169,800	ただし、工事の進捗状況等により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて借り入れることができる。		
施設整備事業	1,681,300			

平成29年6月13日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

議案第7号

和歌山市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
和歌山市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年6月13日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

和歌山市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

和歌山市職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第4号)の一部を次のように改正する。  
第3条第6号中「別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等(以下「保育所等」という。)における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

第4条中「別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

第11条第7号中「別居したこと」の次に「、育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第8号

和歌山市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
和歌山市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年6月13日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

和歌山市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

和歌山市職員の退職手当に関する条例（昭和37年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第13条第10項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) その者が次のいずれかに該当する場合

ア 特定退職者であつて、雇用保険法第24条の2第1項各号に掲げる者に相当する者として規則で定める者のいずれかに該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法（昭和22年法律第141号）第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの  
第13条第11項第5号中「公共職業安定所」の次に「、職業安定法第4条第8項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者」を加える。

附則に次の1項を加える。

30 平成34年3月31日以前に退職した職員に対する第13条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中

「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」

とあるのは

「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」

もの

ウ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（アに掲げる者を除く。）

とする。

附則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第13条第11項第5号の改正規定及び附則第4項の規定は、平成30年1月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の和歌山市職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）第13条第10項及び附則第30項並びに次項の規定は、平成29年4月1日から適用する。
- 3 新条例第13条第10項（第2号に係る部分に限り、新条例附則第30項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した和歌山市職員の退職手当に関する条例（以下この項及び次項において「退職手当条例」という。）第2条第1項に規定する職員（同条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。次項において同じ。）であつて退職手当条例第13条第1項第2号に規定する所定給付日数から同項に規定する待期日数を減じた日数分の同項の退職手当又は同号の規定の例により雇用保険法（昭和49年法律第116号）の規定を適用した場合におけるその者に係る同号に規定する所定給付日数に相当する日数分の同条第3項の退職手当の支給を受け終わった日が平成29年4月1日以後であるものについて適用する。
- 4 退職職員であつて雇用保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第14号）第4条の規定による改正後の職業安定法（昭和22年法律第141号）（以下この項において「改正後の職業安定法」という。）第4条第8項に規定する特定地方公共団体又は改正後の職業安定法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介により職業に就いたものに対する新条例第13条第11項（第5号に係る部分に限り、退職手当条例第13条第15項において準用する場合を含む。）の規定は、当該退職職員が当該紹介により職業に就いた日が平成30年1月1日以後である場合について適用する。

議案第9号

和歌山市営駐車場条例の一部を改正する条例の制定について  
和歌山市営駐車場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年6月13日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

和歌山市営駐車場条例の一部を改正する条例  
和歌山市営駐車場条例(昭和46年条例第39号)の一部を次のように改正する。

第2条の2第2項を次のように改める。

2 和歌山市営大新地下駐車場に自動車を入場させ、及び出場させることができる時間は、規則で定める時間とする。

第4条第1項中「駐車料金の」を「駐車料金(第11条の2第1項に規定する利用料金を除く。以下同じ。)の」に改める。

第5条第1項中「駐車場」の次に「(和歌山市営大新地下駐車場を除く。次項において同じ。)」を加える。

第11条の次に次の3条を加える。

(利用料金等)

第11条の2 和歌山市営大新地下駐車場を利用する者(以下「利用者」という。)は、次に掲げる利用料金を指定管理者に支払わなければならない。

- (1) 普通利用料金(一時利用に係る1時間当たりの利用料金をいう。以下同じ。)
- (2) 定期利用料金(定期利用に係る1月当たりの利用料金をいう。以下同じ。)

2 利用料金の額は、別表第3の中欄に掲げる利用料金の種類の区分に応じ、同表の右欄に掲げる金額を超えない範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定める額とする。

3 指定管理者は、必要があると認めるときは、利用者が同一の月に2台以上の自動車に係る定期利用料金による駐車場の利用をする場合については、当該利用に係る自動車の台数ごとに、前項に規定する利用料金のうち定期利用料金の額から一定の額を割り引いた額であって、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものをもって、当該場合に係る定期利用料金の額とすることができる。

4 指定管理者は、必要があると認めるときは、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて、第2項に規定する利用料金のうち普通利用料金の額から一定の額を割り引いた額をもって、回数利用券を発行することができる。

5 指定管理者は、定期利用料金による利用をさせるときは、定期利用券(定期利用料金による駐車場の利用に係る利用券をいう。以下同じ。)を発行するものとする。

6 市長は、第2項から第4項までの承認をしたときは、利用料金の額を告示しなければならない

い。

7 利用料金は、地方自治法第244条の2第8項の規定により、指定管理者の収入とする。

8 第5条の規定は、利用料金等の納付等について準用する。この場合において、同条第1項中「駐車場(和歌山市営大新地下駐車場を除く。次項において同じ。))を使用する者(以下「使用者」という。)」とあるのは「利用者」と、「駐車料金」とあるのは「利用料金」と、「回数駐車券」とあるのは「回数利用券」と、同条第2項中「使用者(駐車場を定期駐車料金により使用)とあるのは「利用者(定期利用料金により利用)と、「定期駐車料金を」とあるのは「定期利用料金を」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と、同条第3項中「回数駐車券」とあるのは「回数利用券」と読み替えるものとする。

(利用料金の減免)

第11条の3 和歌山市営大新地下駐車場の指定管理者は、市長が定める基準に従い、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の不還付)

第11条の4 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

第12条の次に次の1条を加える。

(準用)

第12条の2 第7条の2及び前条第2項の規定は、和歌山市営大新地下駐車場について準用する。この場合において、第7条の2中「使用者」とあるのは「利用者」と、「定期駐車料金」とあるのは「定期利用料金」と、「使用(当該使用)とあるのは「利用(当該利用)と、「定期駐車券」とあるのは「定期利用券」と、前条第2項中「使用者」とあるのは「利用者」と読み替えるものとする。

別表第1 和歌山市営大新地下駐車場の部3段機械式の項を削る。

別表第2 普通駐車料金の部和歌山市営大新地下駐車場の項を削り、同表夜間駐車料金の部及び全日定期駐車料金の部を次のように改め、同表昼間定期駐車料金の部を削る。

夜間駐車料金	和歌山市営本町地下駐車場	1泊につき500円
	和歌山市営中央駐車場	1泊につき1,030円
全日定期駐車料金	和歌山市営本町地下駐車場	1月につき14,400円
	和歌山市営中央駐車場	1月につき17,400円

別表第2 備考2中「和歌山市営大新地下駐車場にあっては1時から8時まで」を削り、同表備考3を削り、同表の次に次の1表を加える。

別表第3 (第11条の2関係)

駐車場名	利用料金の種類	金額
和歌山市営大新地下駐車場	普通利用料金	1時間までごとに320円

定期利用料金	1月につき17,400円
--------	--------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第10号

和歌山市立学校条例の一部を改正する条例の制定について  
和歌山市立学校条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年6月13日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

和歌山市立学校条例の一部を改正する条例

和歌山市立学校条例（昭和48年条例第50号）の一部を次のように改正する。

別表第4和歌山市立本町幼稚園の項中「住吉町1番地」を「北桶屋町7番地」に改める。

附 則

この条例は、平成32年1月1日から施行する。

議案第11号

和歌山市民図書館条例の一部を改正する条例の制定について  
和歌山市民図書館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年6月13日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

和歌山市民図書館条例の一部を改正する条例  
和歌山市民図書館条例（昭和56年条例第9号）の一部を次のように改正する。  
第2条の表和歌山市民図書館の項中「湊本町3丁目1番地」を「屏風丁17番地」に改める。  
第3条の次に次の2条を加える。

（休館日）

第3条の2 和歌山市民図書館（以下「市民図書館」という。）及び和歌山市民図書館西分館（以下「西分館」という。）の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 市民図書館にあっては第3水曜日（その日が休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日という。以下この号において同じ。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）、西分館にあっては月曜日（その日が休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）
- (2) 12月29日から翌年1月3日まで
- (3) 図書の点検その他図書館の館内の整備をするための期間として、14日の範囲内において指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）が教育委員会（以下「委員会」という。）の承認を得て定める期間

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者が特に必要があると認めるときは、委員会の承認を得て臨時に開館し、又は休館することができる。

（開館時間）

第3条の3 市民図書館の開館時間は9時から21時までとし、西分館の開館時間は10時から20時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者が特に必要があると認めるときは、委員会の承認を得てこれを変更することができる。

第5条中「教育委員会」を「指定管理者」に改める。

第16条を第18条とし、第15条の次に次の2条を加える。

（指定管理者による管理）

第16条 図書館の管理は、指定管理者に行わせるものとする。

（指定管理者が行う業務）

第17条 指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。ただし、市長に専属する権利及び

この条例において市長に留保されている権利を行うことはできない。

- (1) 法第3条に定める図書館奉仕の事業に関する業務
- (2) 図書館の施設の利用及びその制限に関する業務
- (3) 図書館の維持管理に関する業務

附 則

この条例は、公布の日から起算して2年9月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

議案第12号

市道路線認定について

道路法第8条第2項の規定により市道の路線を次のとおり認定する。

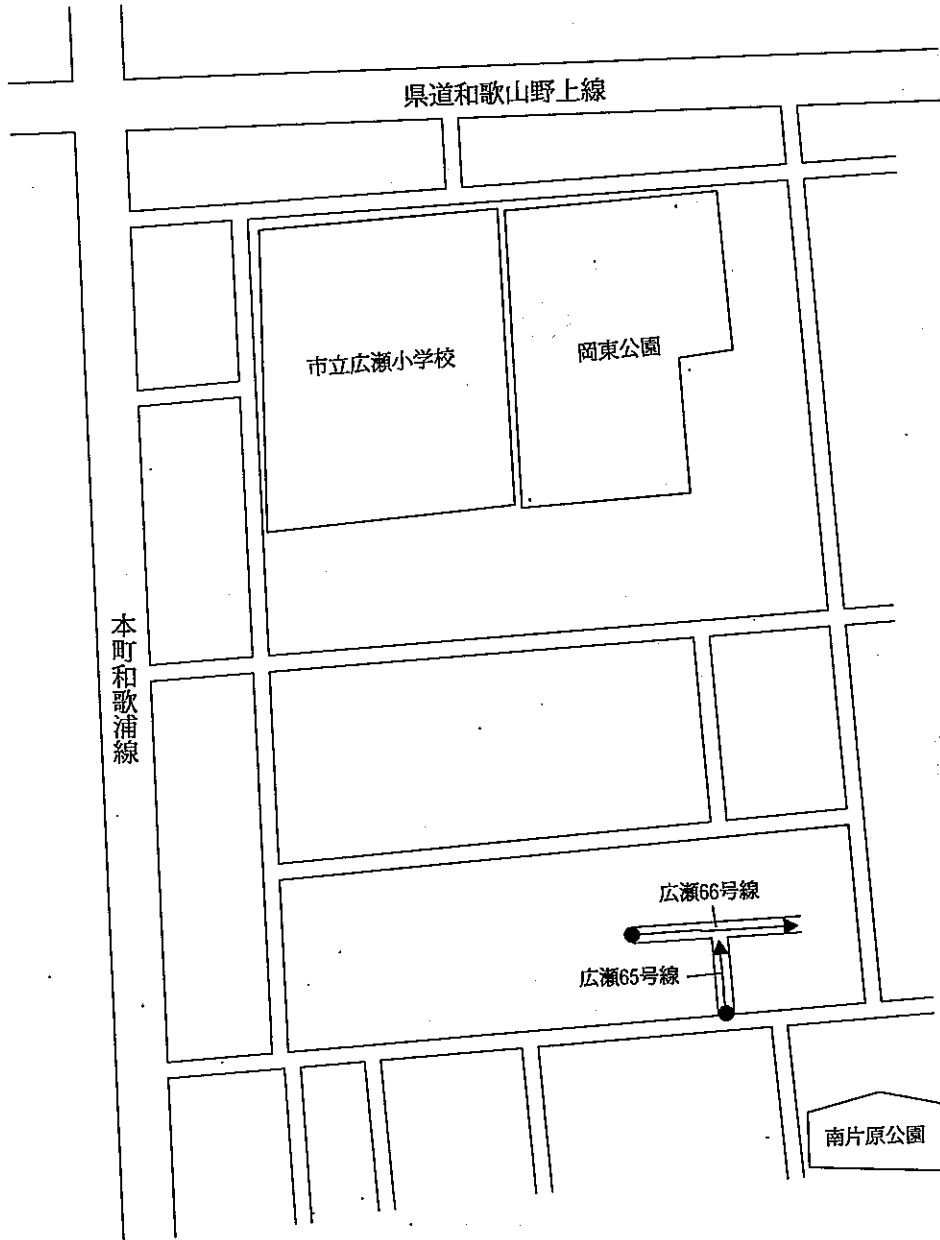
平成29年6月13日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

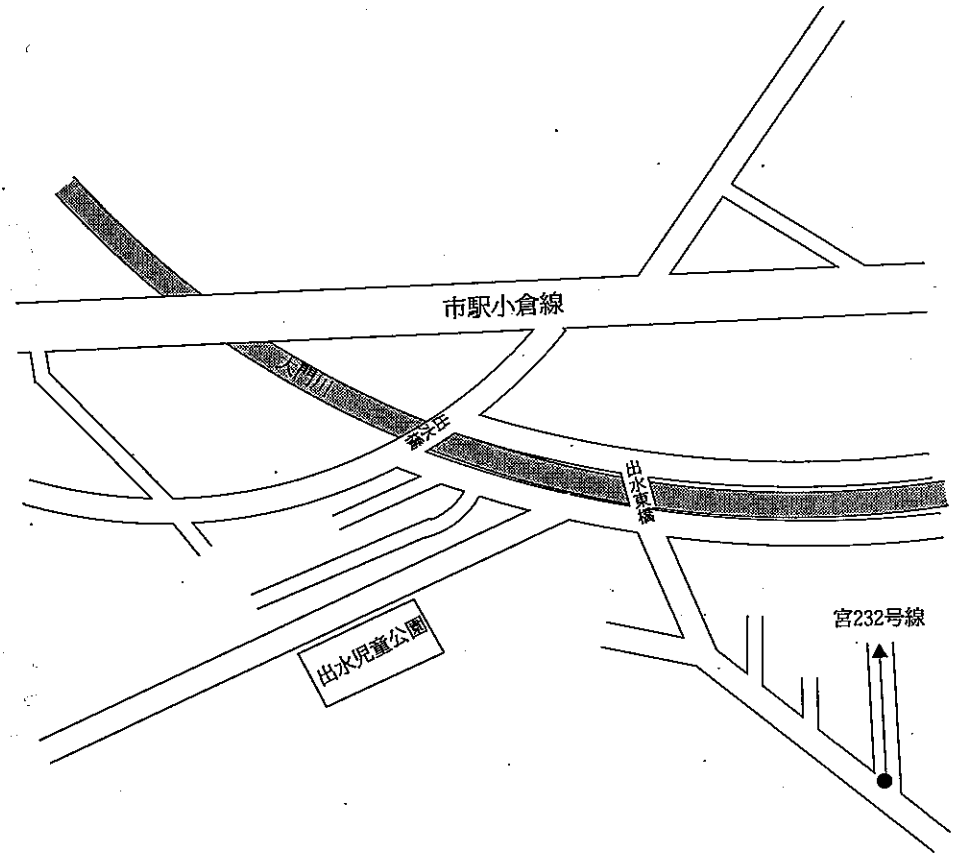
整理番号	路線名	起 終 点 点	備 考
3-65	広瀬65号線	和歌山市雑賀道 和歌山市雑賀道	
3-66	広瀬66号線	和歌山市雑賀道 和歌山市雑賀道	
11-232	宮232号線	和歌山市秋月 和歌山市秋月	
14-69	中之島69号線	和歌山市中之島 和歌山市中之島	
16-169	宮前169号線	和歌山市手平1丁目 和歌山市手平1丁目	
22-151	貴志151号線	和歌山市中 和歌山市中	
22-152	貴志152号線	和歌山市中 和歌山市中	
22-153	藤戸台16号線	和歌山市中 和歌山市中	
22-154	藤戸台17号線	和歌山市中 和歌山市中	
22-155	藤戸台18号線	和歌山市中 和歌山市中	
22-156	藤戸台19号線	和歌山市中 和歌山市中	
22-157	藤戸台20号線	和歌山市中 和歌山市中	
22-158	藤戸台21号線	和歌山市中 和歌山市中	
22-159	藤戸台22号線	和歌山市中 和歌山市中	
22-160	藤戸台23号線	和歌山市中 和歌山市中	
22-161	藤戸台24号線	和歌山市中 和歌山市中	
24-151	西和佐151号線	和歌山市岩橋 和歌山市岩橋	
26-294	西脇294号線	和歌山市西庄 和歌山市西庄	
26-295	西脇295号線	和歌山市西庄 和歌山市西庄	

整理番号	路線名	起 終 点 点	備 考
26-296	西脇296号線	和歌山市西庄 和歌山市西庄	
29-92	西山東92号線	和歌山市口須佐 和歌山市口須佐	
31-131	有功131号線	和歌山市六十谷 和歌山市六十谷	
31-132	有功132号線	和歌山市園部 和歌山市園部	
37-207	紀伊207号線	和歌山市北 和歌山市北	
37-208	紀伊208号線	和歌山市弘西 和歌山市弘西	
41-203	名草203号線	和歌山市三葛 和歌山市三葛	
41-204	名草204号線	和歌山市三葛 和歌山市三葛	

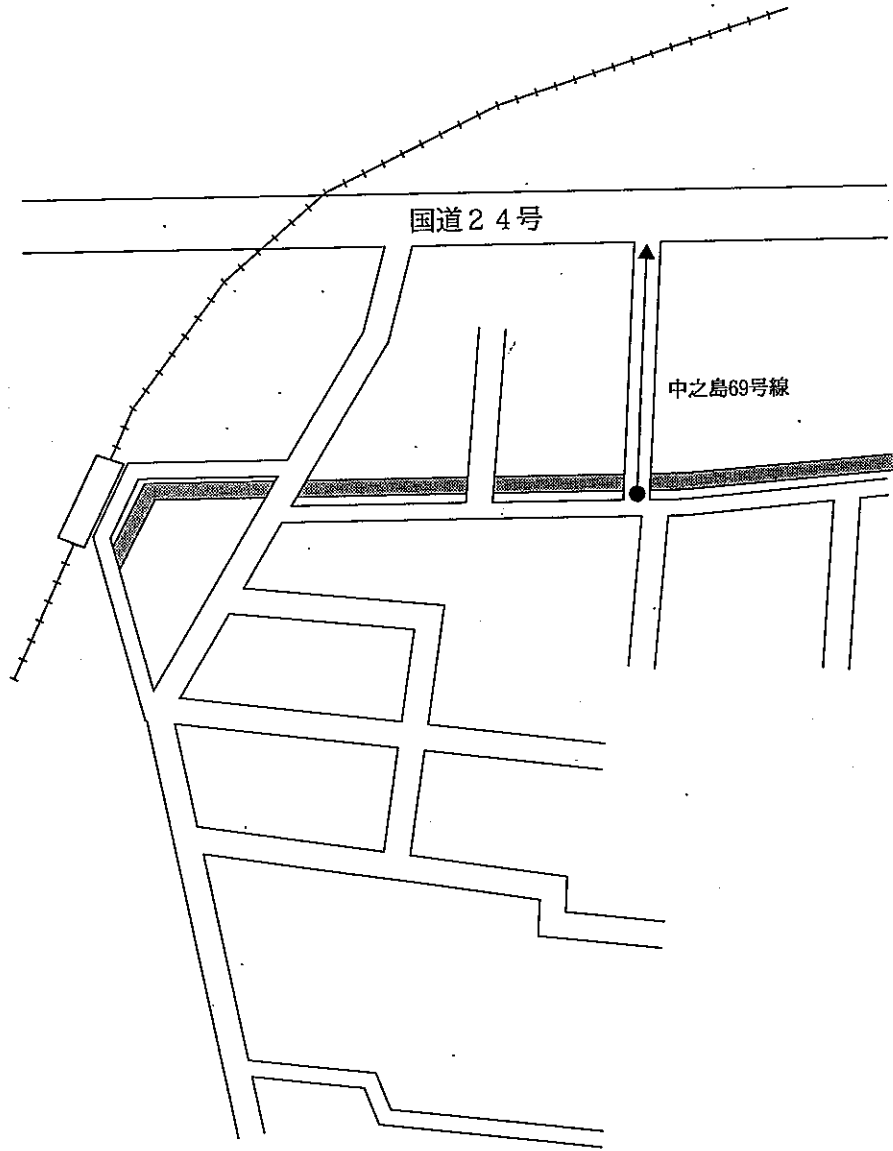
# 路線認定図



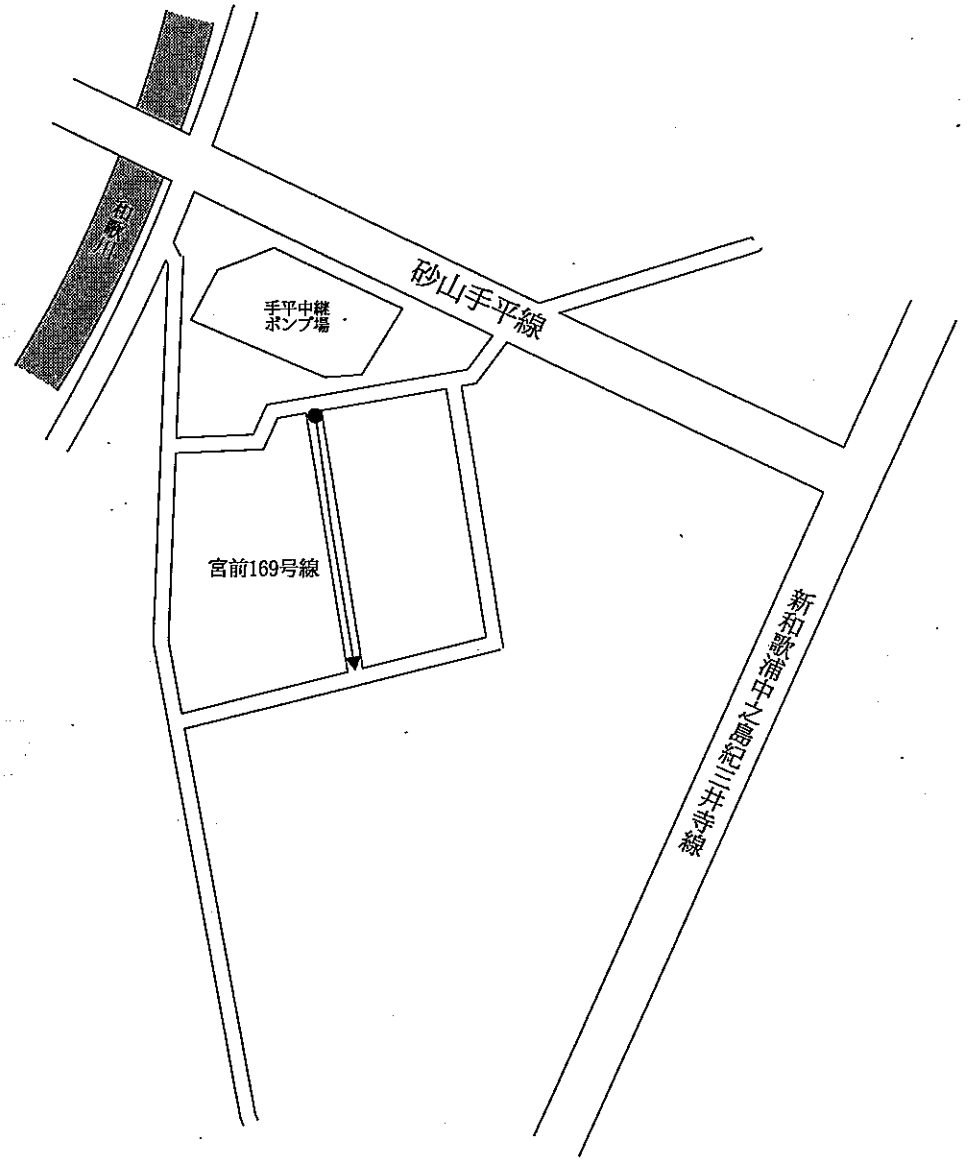
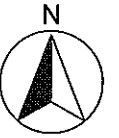
# 路線認定図



路線認定図

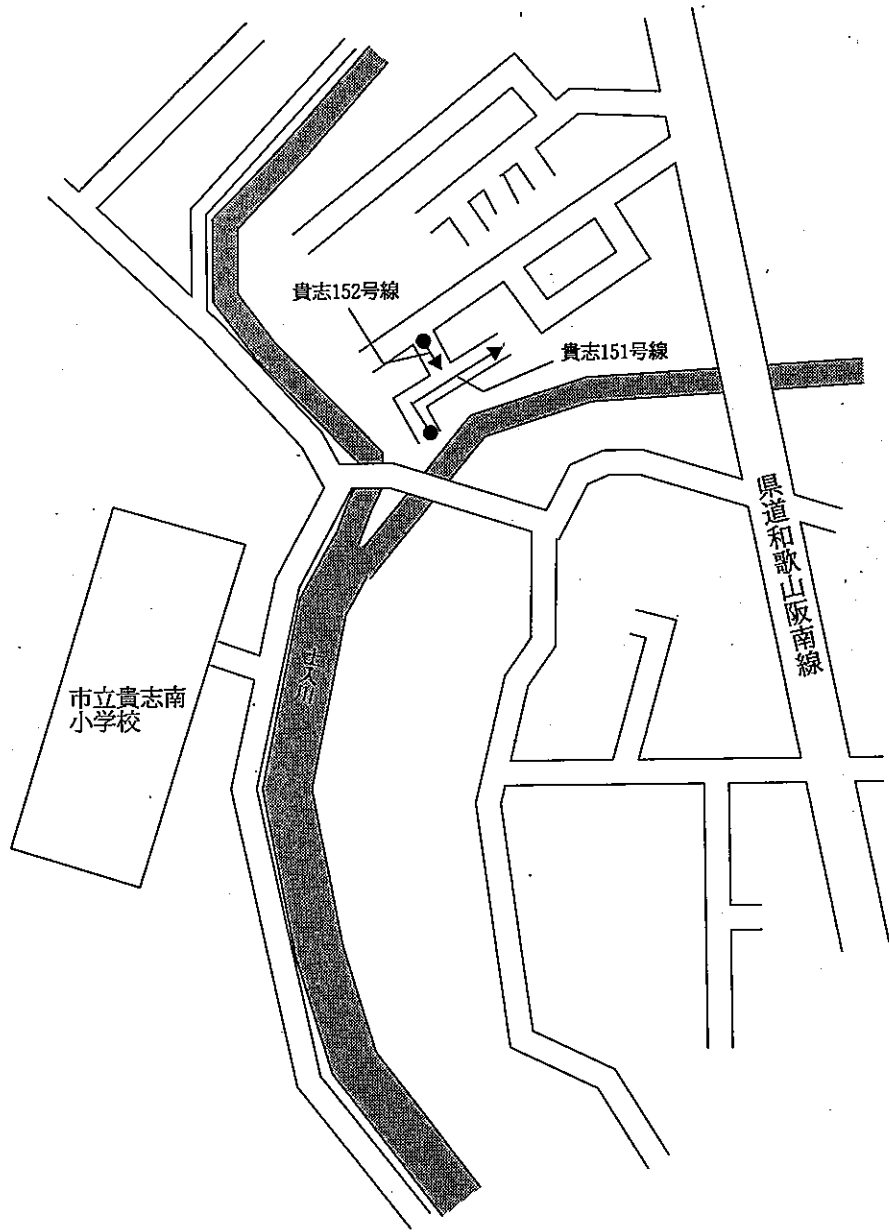


路線認定図

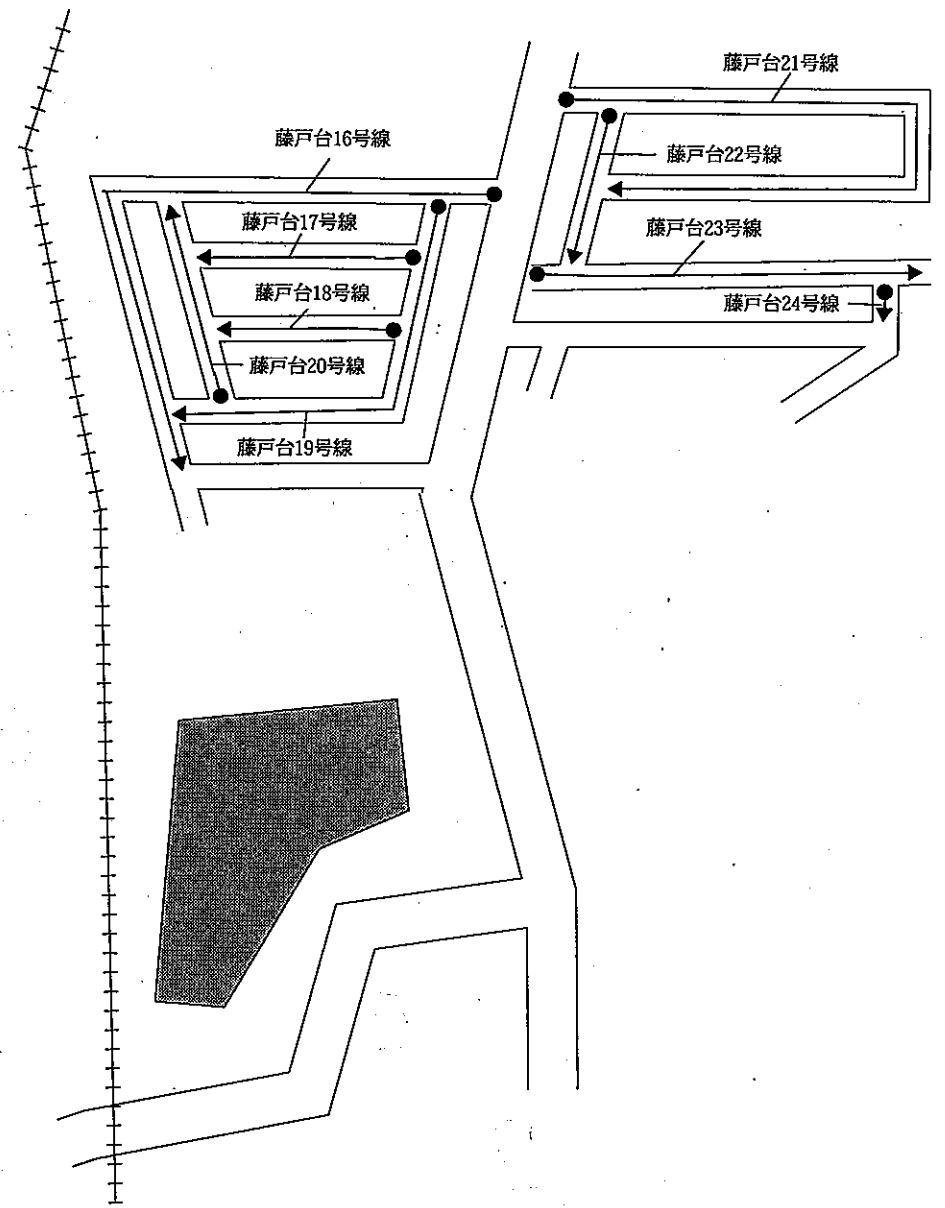




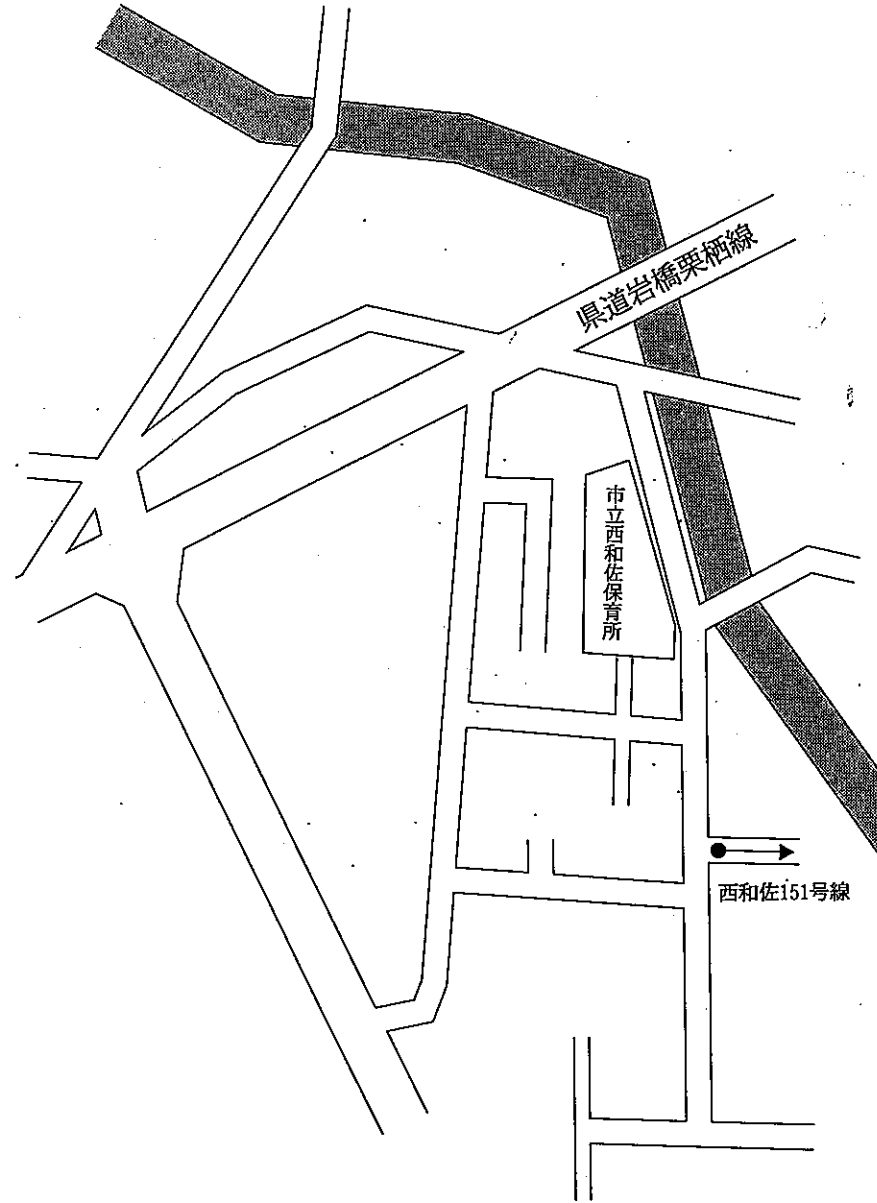
# 路線認定図



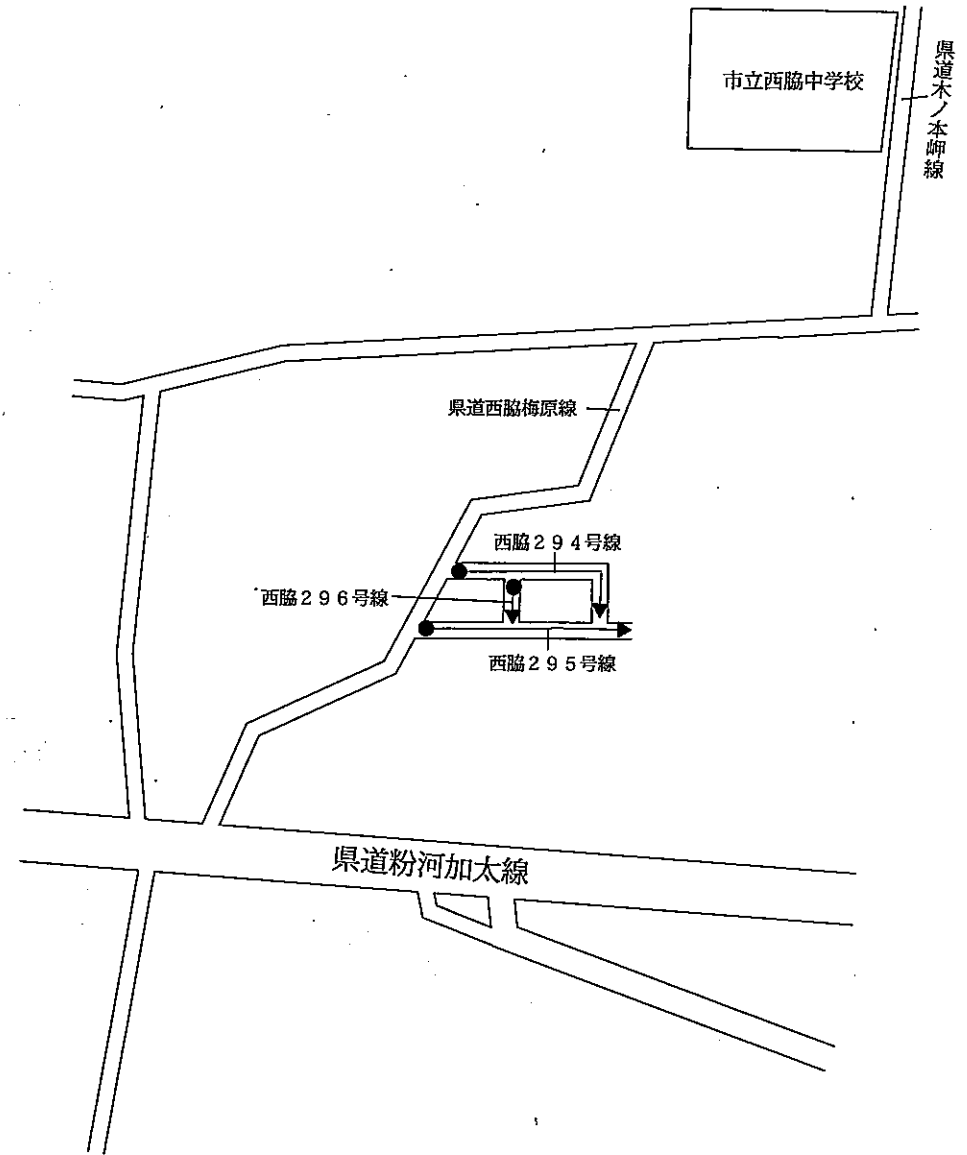
# 路線認定図



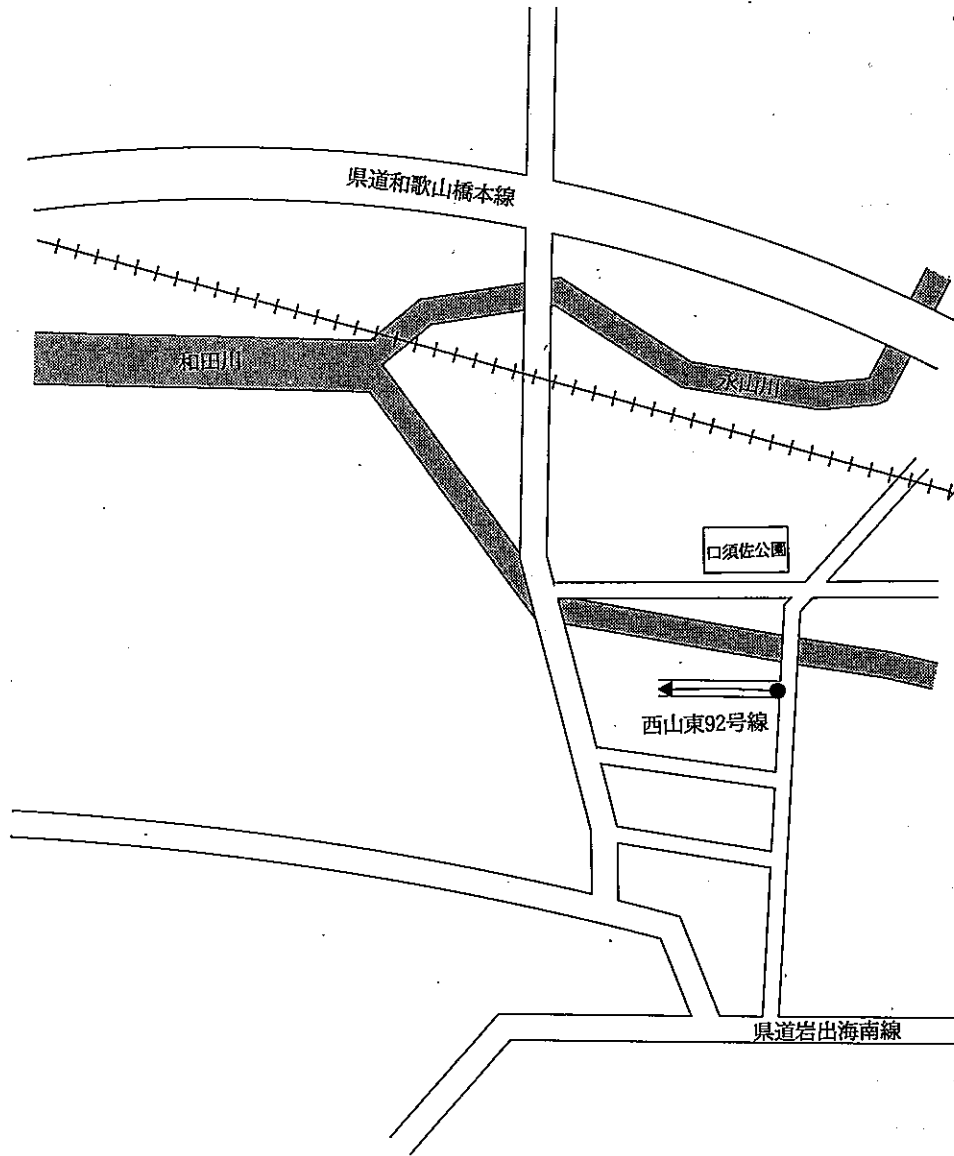
# 路線認定図



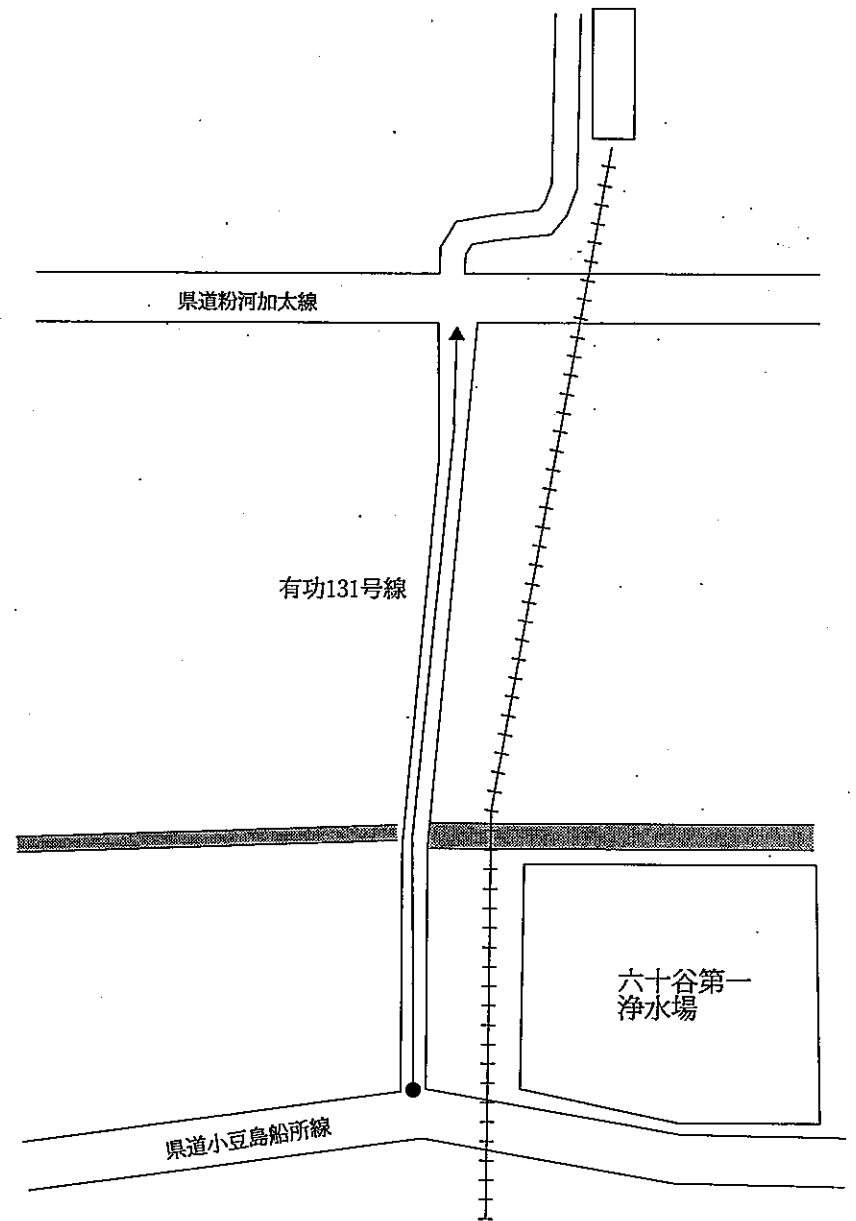
# 路線認定図



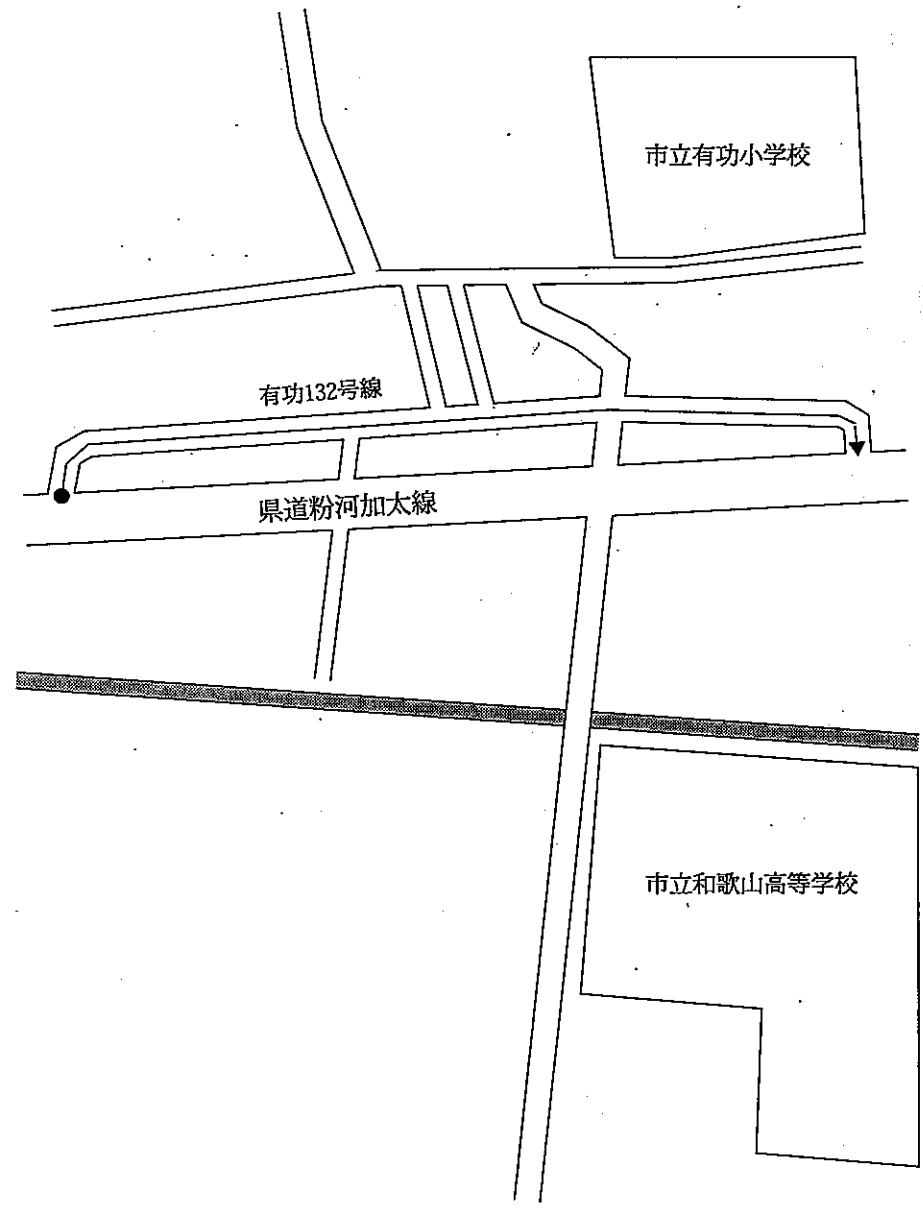
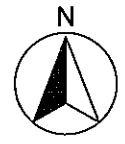
# 路線認定図



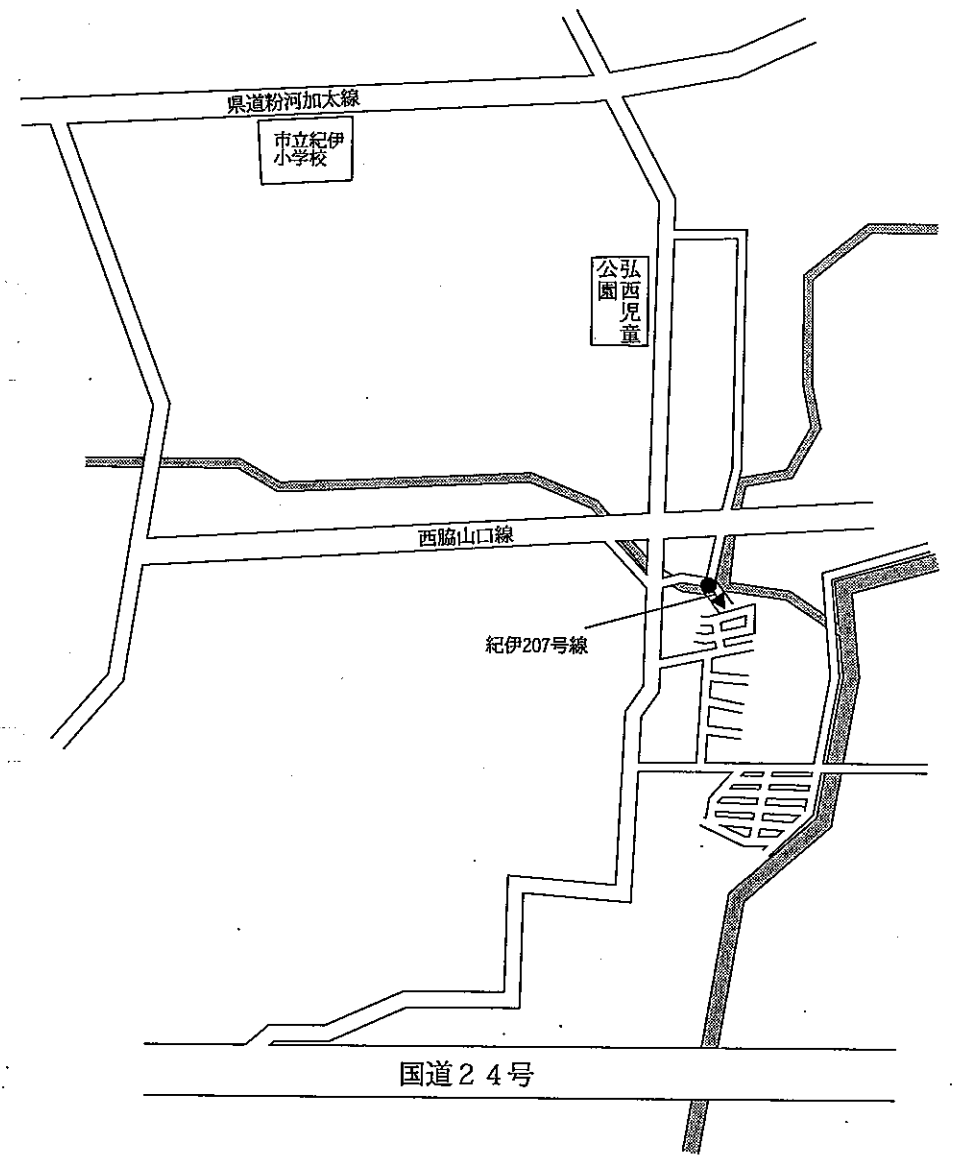
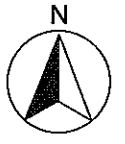
# 路線認定図



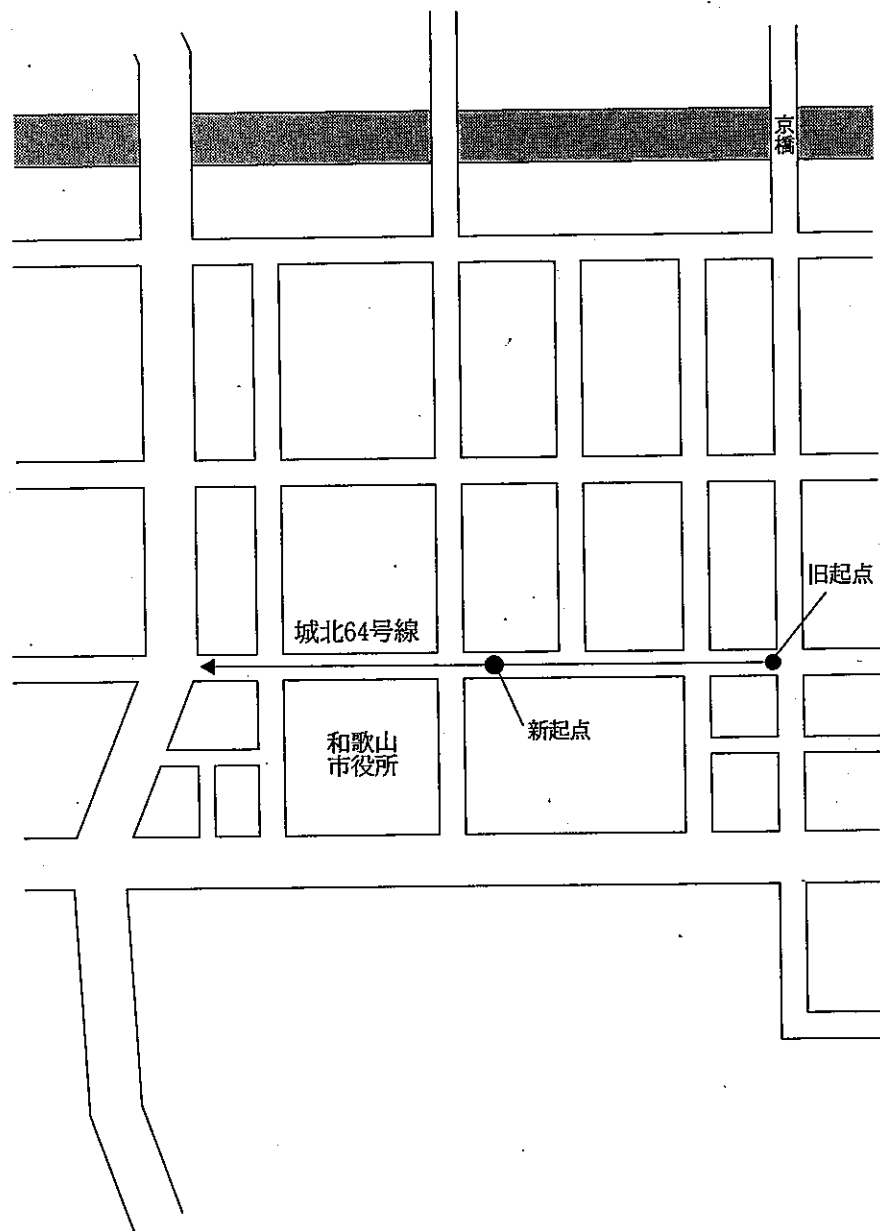
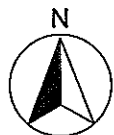
# 路線認定図



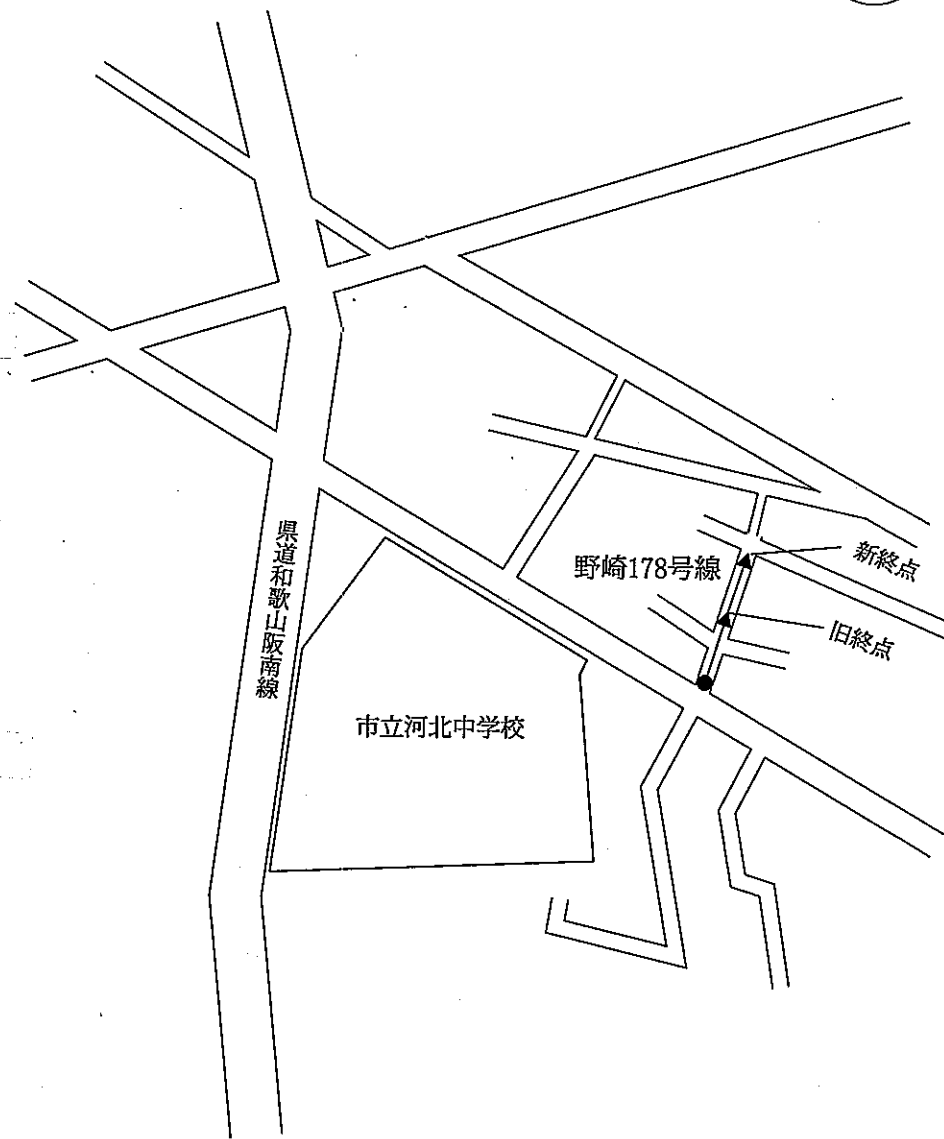
# 路線認定図



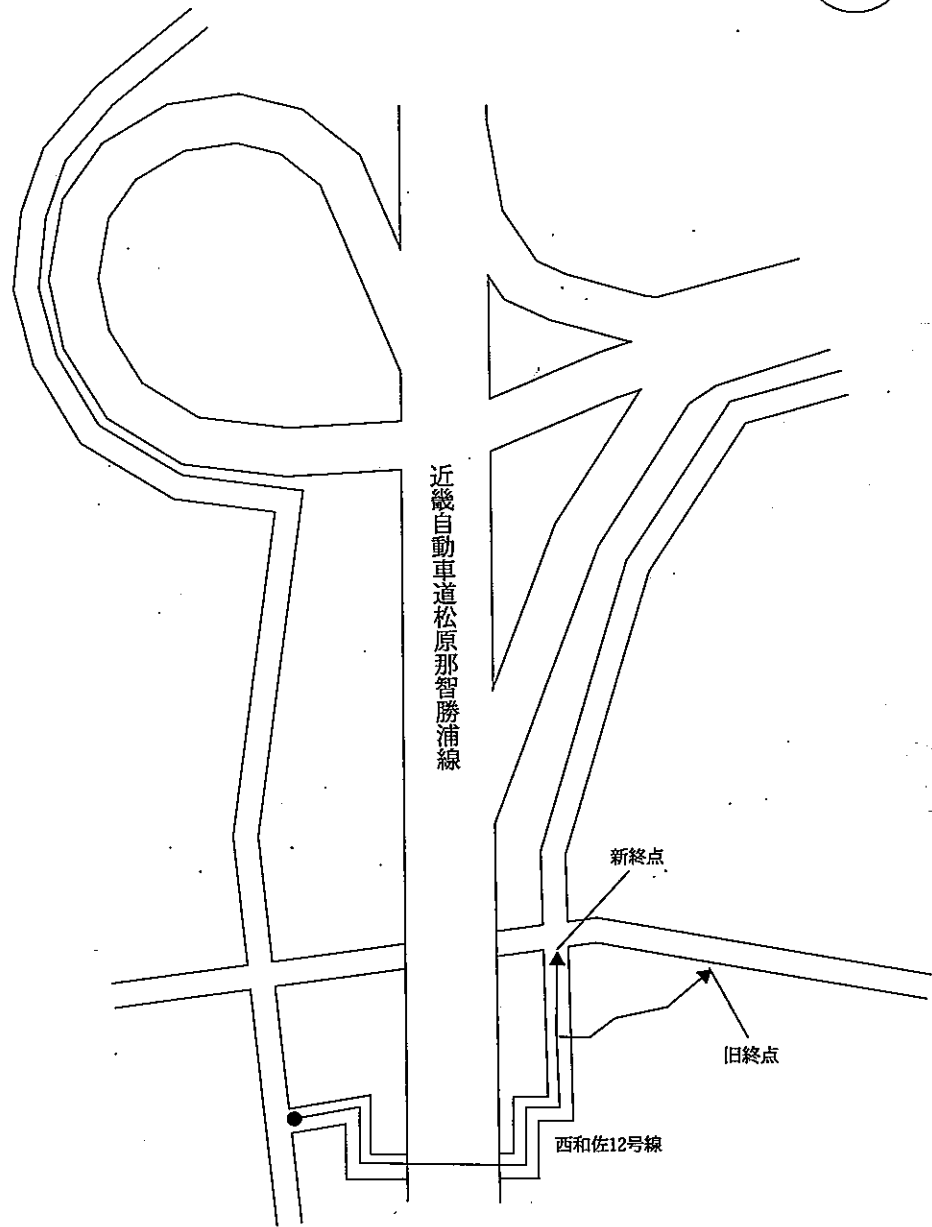
路線変更図



路線変更図



# 路線変更図



議案第13号

市道路線変更について

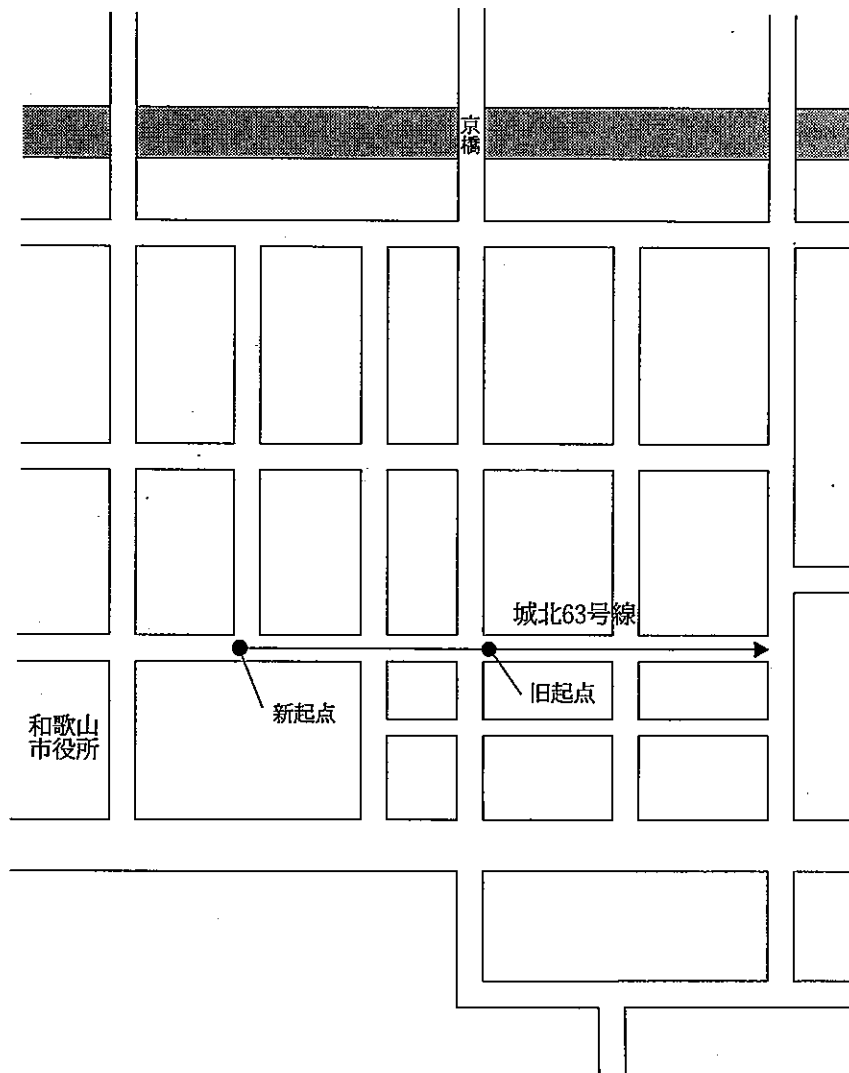
道路法第10条第3項の規定により市道の路線を次のとおり変更する。

平成29年6月13日提出

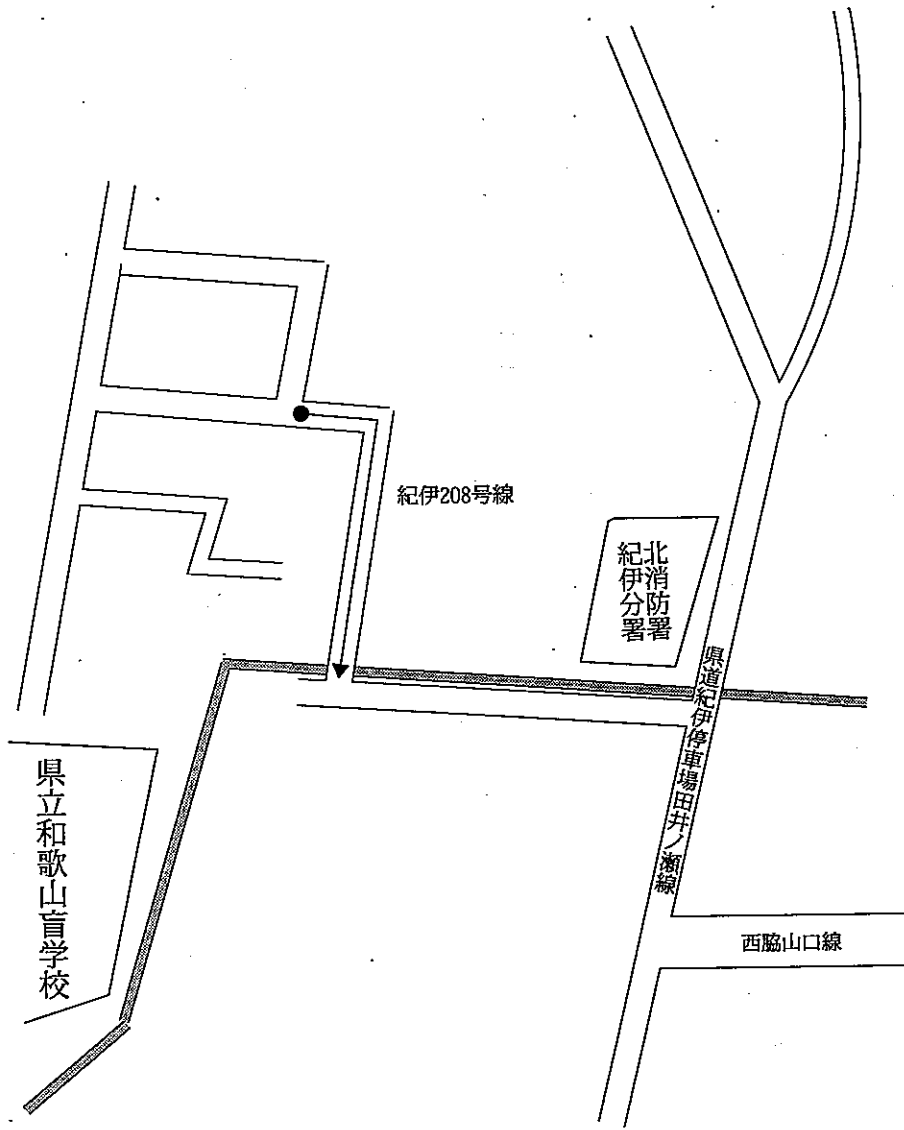
和歌山県和歌山市長 尾花正啓

整理番号	旧新別	路線名	起終 点	備考
2-63	旧	城北63号線	和歌山市十番丁 和歌山市十番丁	
	新	城北63号線	和歌山市九番丁 和歌山市十番丁	起点の変更
2-64	旧	城北64号線	和歌山市十番丁 和歌山市八番丁	
	新	城北64号線	和歌山市九番丁 和歌山市八番丁	起点の変更
18-178	旧	野崎178号線	和歌山市北島 和歌山市北島	
	新	野崎178号線	和歌山市北島 和歌山市北島	終点の変更
24-12	旧	西和佐12号線	和歌山市出島 和歌山市栗栖	
	新	西和佐12号線	和歌山市出島 和歌山市出島	終点の変更

路線変更図



路線認定図



路線認定図

